

第5章 良好な景観の形成に向けた方策

前章で定めた行為の制限等は、建築物の建築等の行為について周辺景観との調和を求めものです。鈴鹿らしい良好な景観を形成していくには、当該行為を誘導等するだけでなく、既存の景観資源の保全・活用や屋外広告物法等の他法令との連携も必要です。

このため、景観法に基づく制度を活用するとともに、本市の独自施策や他法令との連携を推進することで、総合的な景観づくりを図ります。

1 景観資源の抽出と認知度の向上

既存の景観資源の保全・活用を図るため、その前提として、景観資源の抽出と認知度の向上が必要となります。

これまでの景観資源の把握の手法に加え、Instagram等のSNSのツールを用いるなど、時代に応じた情報収集を行い、新たな景観資源の発掘に努めます。

また、得られた地域の景観資源の情報を市民へ提供し、これらへの認知度を高め、景観資源の保全・活用への景観意識の醸成を図ります。

2 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

(1) 指定の基本的な考え方

景観重要建造物や景観重要樹木は、歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化などから見て、建造物の外観や樹木の姿が景観上の特徴を有し、地域の景観づくりを進める上で特に重要と認められるものを保全するために指定します。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定された場合には、建造物の防火措置や樹木の枯死防止措置など適正な管理義務が課せられます。また、現状変更しようとする際に市の許可が必要になるなど、所有者の権利に一定の制限を課すこととなるため、指定に先立ち、所有者の同意を得るものとします。

(2) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、次に示す項目を全て満たすものについて指定の対象とします。

- 道路などの公共の場所から見る事ができる建造物
- 地域の自然、歴史、文化などの特性が外観に現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている建造物
- 外観が優れ、地域の良好な景観に寄与している建造物
- 地域の人々に親しまれ、愛されている建造物

(3) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、次に示す項目の全てを満たすものについて指定の対象とします。

- 道路などの公共の場所から見る事ができる樹木
- 巨木・古木など、地域の自然、歴史、文化などの特性が現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- 樹姿（樹高、樹形）が優れ、地域の良好な景観に寄与している樹木
- 地域の人々に親しまれ、愛されている樹木

(4) 景観重要建造物・景観重要樹木への技術的援助等

景観重要建造物・景観重要樹木について、建造物の老朽化や耐震上の問題、樹木の枯死の問題があり、所有者の努力だけでは保全することが大変難しくなっています。そのため、景観アドバイザーを派遣するなど、保全のための技術的援助を行い、景観重要建造物・景観重要樹木の保全に努めていきます。

【具体的活用イメージ】

- ・ 観光振興の視点から、本市の重要な観光資源となる建造物や樹木を指定することが考えられます。
- ・ 地区別景観づくり計画を策定する中で、住民からの発意のもと、伝統的な建築様式を伝える各地区の家屋などの建造物やシンボリックな樹木について指定の提案を受け、市が指定していくことが考えられます。

補 足

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する留意点

- ・ 文化財保護法に基づいて指定された国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物については、同法により保全の措置が講じられるため、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の対象外となっています。
- ・ 樹木単体でなく松林など樹林地として景観保全を図る場合には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や市民緑地などの制度を活用することが考えられます。
- ・ 道路、河川、都市公園など特定公共施設内にある景観上重要な建造物や樹木については、それらを単体で指定するよりも、公共施設全体を景観重要公共施設（本章の7参照）として指定することが望ましいと考えられます。

3 文化財保護法等に基づく重要文化財等の指定等

文化財保護法等に基づき指定・登録された建造物・樹木（国宝・重要文化財・特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物など）は、景観法に規定する景観重要建造物・景観重要樹木よりも、現状変更を行う際の規制が厳しくなっています。一方で、その保存に要する補助制度を活用し、文化財等の保護に努めていきます。

4 地域景観資産の登録・認定

景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木、文化財保護法等に基づき指定・登録された建造物・樹木のほか、地域の身近に残っている景観資源も、鈴鹿らしい景観を形成する重要な要素として、地域の魅力向上の役割の一翼を担っています。このため、一定の地域における景観の形成上、歴史的又は文化的価値がある建造物・工作物・樹木を登録地域景観資産又は認定地域景観資産として位置づけて、保全・活用のための技術的援助等を行い、地域の身近な景観資源の保全・活用を推進します。

5 新しい景観の創造

近年ではSNSの普及・多様化により、だれでも手軽に情報の発信や取得ができるようになりました。SNSが世間に与える影響力はとて大きく、まちの活性化に繋がる様な魅力のある景観づくりの重要度は、今後さらに増していくことが想定されます。

本市は、平成16年にモータースポーツ都市宣言を行いモータースポーツのまちとして観光の振興等に努めており、これらの地域資源等を活かしながら、鈴鹿らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいく必要があります。自然的景観や歴史的・文化的景観などの古き良き景観との調和を図りながら、景観づくりの目標にも定められた「訪れてみたいまちを創造する景観づくり」を実践していくため、景観というチャンネルを通して、人が集い賑わう仕掛けを創造することによって、鈴鹿の魅力の更なる向上に努めていきます。

6 三重県屋外広告物条例による許可

（景観法第8条第2項第4号イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）

屋外広告物は、人々に多様な情報を提供するだけでなく、商業地ではにぎわいや活気を演出するなど景観上も重要な役割を果たします。一方で、屋外広告物の乱立は、周辺景観に煩雑なイメージを与え、郊外部の幹線道路沿いなどでは、周辺の良好な自然的景観を阻害する要因になります。

屋外広告物について、良好な商業地景観の創出や、豊かな自然的景観との調和などを進めるため、三重県屋外広告物条例に基づき、適正な指導に努めるとともに、良好な自然的景観が望める幹線道路沿道などにおいては、禁止地域の指定などにより景観保全を進めます。

【具体的活用イメージ】

- ・(都)鈴鹿中央線(伊船・三畑付近)や(都)中勢バイパス、国道306号線などは、周辺に農地などの自然的景観が広がっており、それらの良好な景観を保全するため、沿道を三重県屋外広告物条例に基づく禁止地域に指定しています。



屋外広告物の設置規制により、茶畑などの景観が保全された(都)鈴鹿中央線(伊船・三畑付近)

7 景観重要公共施設の指定

道路、河川など景観形成において特に重要な公共施設について、施設管理者との協議を進め、景観重要公共施設として指定することができます。景観重要公共施設として指定することで、周辺景観との調和や新たな景観形成を先導するために、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができます。

地域において景観形成活動が積極的に行われ、公共施設も一体となって取り組む必要がある場合や、鈴鹿らしさを特徴づけるなど市の景観形成に特に重要と考えられる場合には、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

【具体的活用イメージ】

- ・市の個性を彩る景観軸にあげた幹線道路や鈴鹿川などを指定することが考えられます。
- ・旧街道に面した歴史的建築物などの保全と合わせて旧街道の舗装景などを進めるため、景観重要公共施設として指定することが考えられます。



旧街道の舗装景イメージ

8 景観農業振興地域整備計画の策定

景観農業振興地域整備計画は、農地などがもたらす特徴的な景観の保全、創出を

目的に策定するもので、耕作放棄地など計画に沿った利用がなされない土地に対する勧告や、景観整備機構に指定されたNPO^{*}などによる農地の管理などができるようになります。

本市は、丘陵地の茶畑やサツキ畑、平野部の水田地など特有の景観を有しており、それらの景観を保全するため、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

9 自然公園法の許可基準の特例措置

自然公園区域内の特別地域などでは、建築物の建築などは、自然公園法に基づく許可が必要です。自然公園法と一体となって景観形成を行うために、建築物や工作物に関して、自然公園法の許可基準に景観計画で定める許可基準を上乗せすることができます。

本市では、鈴鹿山脈一帯は本市の景観形成にとって非常に重要な要素であり、また、鈴鹿国定公園特別地域（第3種）に指定されていることから、必要が生じた場合には、基準の上乗せについて管理者と協議します。

^{*}NPO：特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人